

## 環境局都民の声窓口に寄せられた都民の声（平成30年7月分）

### ◆ 対応事例

#### 対応事例 1

件名	殺虫剤散布について
概要	近所で殺虫剤をまいているが、散布方法について注意喚起してもらえないでしょうか。
対応	申立対象者に電話連絡し、殺虫剤散布時の注意事項を伝えるとともに、注意喚起のパンフレット、優良事例集等を送付しました。 （参考）殺虫剤散布に関する詳細はホームページを御確認ください。 <a href="http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/chemical/information/jutaku_noyaku.html">http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/chemical/information/jutaku_noyaku.html</a>

## 対応事例 2

件名	高濃度 PCB について
概要	高濃度の PCB 使用コンデンサーが見つかったが、今後建物を取り壊し更地にする予定なのでどのような手続きをすればよいのか知りたい。
対応	<p>PCB 廃棄物を保管している事業者は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に係る特別措置法」に基づき、東京都に届出が必要となります。</p> <p>また、PCB 廃棄物処理にあたっては、江東区青海の中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の東京事業所へ機器情報を御登録頂いたうえで、同事業所に処理を依頼してください。</p> <p>なお、高濃度 PCB 廃棄物を中小企業者等が処分する場合は、その料金の 7 割が軽減されます。加えて、東京都では、JESCO 東京事業所への収集運搬費についても 5 割を助成する制度を平成 29 年 8 月から実施しています。</p> <p>届け出や助成手続についてはホームページを御確認ください。 (東京都 PCB 廃棄物の届出及び助成手続について)</p> <p><a href="http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/pcb/index.html">http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/pcb/index.html</a></p>

### 対応事例 3

件名	怪我をしたカラスの保護について
概要	路上で怪我をしたカラスを保護した。この後はどうしたらいいか。
対応	<p>この度は御連絡をいただきありがとうございます。</p> <p>東京都には怪我をした野鳥を保護する制度はありますが、生活環境被害が多数発生しているカラスについては生息数を減らす対策を行っておりますので、制度の対象外とし、積極的な保護を行っておりません。</p> <p>せっかく御対応をいただきましたが、自然界の営みの中で生じた出来事と御理解いただき、保護された場所の近くの公園や河川敷等緑の多い場所に放していただきますようお願い申し上げます。</p> <p>その他、カラスに関する御質問については、ホームページを御覧ください。</p> <p><a href="http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/faq/nature/crow_measure.html">http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/faq/nature/crow_measure.html</a></p>